

市立神功こども園 移管先法人公募に係る質問に対する回答（令和8年10月15日時点－①）				
No.	項目	該当ページ・番号	質問内容	回答
1	教育・保育	別紙1 P.4 7 その他の園運営・事業内容に関すること(2)	コットベットの使用は何歳児で使用されておりますでしょうか。	現在、0歳児から2歳児までコットベッドの使用を基本としています が、園児個々の発育や心身の状況に応じて柔軟に対応しています。 なお、法人の応募提案において、対象年齢の拡大等を妨げるものではありません。
2		別冊資料1 P.2	シーล帳は連絡帳の認識でよろしいでしょうか。またスモックや標準服は何歳児で使用されておりますでしょうか。当法人が制服を定めていないため、使用しないことは問題ないでしょうか。	シーล帳は園児が使用するもので、連絡帳の使用はありません。 （個々と共有できる形はとっています） スモックや標準服は3歳児以上で使用しています。 現行の公立園においても制服は定めていないため、使用しないことは問題ありません。
3	地域・小学校等との 関わり・子育て支援	別紙1 P.2 2 地域・小学校等との関わりに関すること(3)イ	認定こども園法第2条12項に規定する子育て支援事業は補助事業として実施することは可能でしょうか。	募集要項記載の非在園児の一時預かり事業（一般型）については補助対象となりますが、それ以外の子育て支援事業については、補助対象外となります。
4		別紙1 P.2 2 地域・小学校等との関わりに関すること(3)ウ	こども誰でも通園制度の種別について指定はございますでしょうか。	種別の指定はありません。また、現時点において、必ずしも移管年度（令和11年度）からの実施を求めるものではありません。
5		別冊資料1 P.9	なかよしランドについて、一時預かり事業のような側面もあるようにお見受けしましたが、子育て支援事業の理解でよろしいでしょうか。また移管後について継承すべき内容や事項はございますでしょうか。	なかよしランドについては、一時預かり事業ではなく、地域子育て支援拠点型の子育て支援として実施しているものです。 継承すべき内容や運営方法等の詳細については、引継ぎ期間を通じて神功こども園に十分に確認し、適切に引継ぎを行ってください。
6		－	一時預かり室と子育て支援室を別室で整備する予定ですが、各室の必要面積、定員、トイレ・手洗い、必要設備、利用時間等について、市の基準や指定はありますでしょうか。	一時預かり室の面積は、0歳児・1歳児1人当たり3.3㎡（有効内法面積）以上、2歳児以上の児童1人当たり1.98㎡以上の面積を確保してください。その他、一時預かり室および子育て支援室の整備に関する本市独自の基準や指定は設けておりません。施設の整備や運営等に当たっては、国が定める一時預かり事業実施要綱等を参考に、園児の安全、衛生管理、機能性等に考慮した計画を策定してください。
7	保護者負担	別紙1 P.3 4 その他保護者負担に関すること(2)	現在加入されている災害共済給付制度について詳細を伺えますでしょうか。	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入しております。詳細については法人選定後に情報提供します。
8		別冊資料1 P.2	PTA会費について詳細を教えてください。	PTA会費の詳細については、法人選定後に三者協議会等においてご確認ください。
9	職員	別紙1 P.3 5 職員に関すること(5)(6)	医療的ケア児を受け入れる場合は、医療的ケア児専任の看護師1名と、専任の看護師1名で合計2名の配置が必要ということでしょうか。また、医療的ケア児が在籍していない場合に専任の常勤看護師の補助については受けられますでしょうか。	医療的ケア児の受入れにあたっては、基本となる専任の常勤看護師1名のほか、休暇時等の代替要員を含めた体制確保が必要となりますが、常時2名専任での配置を義務付けるものではありません。なお、医療的ケア児が在籍していない場合に、専任の常勤看護師の配置に対する補助はありません。
10	施設整備	－	医療的ケア児の受入れについて、専用室を設けず、1階医務室（保健室）を看護師の執務及び医療的ケア対応の兼用室とする計画で問題ないでしょうか。必要な面積、手洗い、電源、緊急通報、医療機器保管等の設備基準をご教示ください。	医療的ケア児の受入れに係る専用室や医務室等の配置計画につきましては、医療的ケア児の個々の健康状態や医療的ケアの内容等により必要な設備や対応が異なるため、一律に基準を示すものではありません。国の定める法令やガイドライン等を参考に、衛生面や安全確保、プライバシーへの配慮等を踏まえた計画を検討してください。